

常務理事	事務長	係

共働き世帯の申告書（扶養認定時）

令和 年 月 日

被保険者	記号		番号		被保険者氏名							
	日中の連絡先 (電話番号)				被保険者 前年年間収入				円	前年度の源泉徴収票の 「支払金額」を記入 してください		
認定を受ける 対象者（子）	氏名		生年月日		S H R	年	月	日	続柄		理由	出生・本人資格取得 扶養異動・退職 その他（ ）
	氏名		生年月日		S H R	年	月	日	続柄		理由	出生・本人資格取得 扶養異動・退職 その他（ ）
	氏名		生年月日		S H R	年	月	日	続柄		理由	出生・本人資格取得 扶養異動・退職 その他（ ）
配偶者	配偶者氏名				日中の連絡先 (電話番号)							
	加入している 健康保険組合	☐ 当健康保険組合 ☐ その他（ ） 組合 ※			配偶者の 直近の給与月額					円	手取り金額ではなく 総支給の金額を記入	
	現在の状況 (該当項目がある 場合のみレ点)	☐ 産前産後休業中		受給中(予定) の手当金 (該当するもの すべてにレ点)	☐ 出産手当金			休職中の場合の 職場復帰予定年月 令和 年 月頃				
		☐ 育児休業中			☐ 育児休業給付金							
☐ その他休業中		☐ 傷病手当金										

※ 配偶者が他の健康保険組合の被保険者の場合には、前年の収入を証明する「源泉徴収票」又は「所得証明書」を添付してください。
また、配偶者が自営業者の場合には直近の「確定申告書」（写）と「収支内訳書」（写）も添付してください。
夫婦共働き世帯の認定の場合、下記の通知に基づき、今後1年間の年間収入の多いほうの扶養とすることとしています。

＜厚生労働省通知＞ 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について
(令和3年4月30日付 保保発第430号第2号 保国発0430第1号通知)

① 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とする。

② 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届け出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

③ 夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

④ 主として生計を維持する者が健康保険法の定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととする。ただし、新たに誕生した子については、改めて認定手続きを行うこととする。

⑤ 年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入の多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。